資料１０

平成25年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
（改定日：平成23年7月1日）

ガラスびん再生処理事業者登録の審査について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、市町村が分別収集した分別基準適合物の再商品化事業に関し、ガラスびん再生処理事業者として登録された事業者（以下「登録事業者」）の中から、ガラスびんの再商品化を行う事業者を入札により決定いたします。

再生処理事業者として登録されるための施設は、平成25年9月30日までに完成し、商業運転が可能であることが必要であり、必要な条件を満たし、ガラスびん再生処理事業者として登録された事業者は、落札結果に基づき、登録された施設で、**平成26年4月1日より確実かつ適正に再商品化事業を行っていただくことになります。**

その確実かつ適正な実施のため、ガラスびん再生処理事業者登録は、次の審査を経て行います。

１．　書類審査

（1）　書類審査は、登録申請を行った全ての申請者に対して実施します。

（2）　登録申請を行うには、「平成26年度ガラスびん再生処理事業者登録の申請について」の「１．登録対象者」に記載の条件に適合している申請者が、「平成26年度ガラスびん再生処理事業者登録の申請について」の「３．登録申請のための提出書類」（様式類、経営関連の書類、施設関連の書類）を提出していただく必要があります。

２．　現地審査

（1）　書類審査の結果に基づき、必要に応じて現地審査を実施します。

（2）　現地審査の際には、ガラスびん再生処理事業の責任者及び再生処理施設の技術上の責任者の立ち会いをお願いします。
また、現地審査の当日は登録申請した再生処理施設を稼働し、製品の出来具合など商業運転が可能かどうかを確認します。

（3）　現地審査の日程は、平成25年8月下旬から10月中旬の間を予定しています。なお、審査対象とした事業者には、事前に日程をご連絡しますので、ご協力をお願い致します。

（4）　新規登録施設については、平成25年9月30日までに完成した施設の変更は認めません。変更を行った場合は、登録停止となりますので、ご注意ください。